

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題のひとつと認識し、組織体制の継続的改善・強化や迅速な情報開示等により、経営の効率性、透明性の向上に努め、企業価値の最大を図ることを基本方針としております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	14,769,105	64.82
日本ケンタッキー・フライドチキンフランチャイズオーナー持株会	306,200	1.34
明治安田生命保険相互会社	110,200	0.48
株式会社みずほ銀行	69,080	0.30
キュービー株式会社	67,000	0.29
東京海上日動火災保険株式会社	66,000	0.28
株式会社ニチレイフーズ	58,000	0.25
株式会社マルハニチロ食品	56,100	0.24
日本ケンタッキー・フライドチキン株式会社従業員持株会	53,477	0.23
クレディ・スイス証券株式会社	49,251	0.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	三菱商事株式会社 (上場:東京、大阪、名古屋、海外) (コード) 8058
--------	---------------------------------------

#### 補足説明

当社の親会社は三菱商事株式会社であり、同社は当社の株式14,769千株(議決権比率66.39%)を保有しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社である三菱商事株式会社の生活産業グループに属し、KFC事業とピザハット事業を2本柱としたフードサービスビジネスを国内で展開しております。当社は同社の企業グループと事業の棲み分けがなされ、当社の自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しております。また、同社との人的な関係におきましては、同社から社外取締役1名および社外監査役2名が派遣されておりますが、経営に関わる判断はもとより事業活動全般については、当社の機関で決定しており、経営の独立性は確保されております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
垣内威彦	他の会社の出身者	○			○					○

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
垣内威彦		垣内氏は当社親会社の社員であり、平成17年2月に当社社外取締役に就任し、現在に至っております。	同氏は、当社の事業内容、経営実態に関する知識が豊富で、また、三菱商事株式会社での長年の経験と知識を、当社経営に反映いただけると判断したためです。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- a 常勤監査役(1名)、非常勤監査役(3名)は、協議の上、監査方針・監査計画を立案し業務分担をして、監査業務を遂行しております。
- b 所定の期中監査及び期末監査は、議事録・稟議書・契約書等の書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人による立会、実地調査等の方法により監査を実施しております。
- c 各監査役が取締役会に適宜出席し、会社経営状況を把握する他、重要な会議へ出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。
- d 期末監査終了後、監査法人と意見交換を行い、監査報告書を作成しております。また、定時株主総会に出席して監査報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
安藤正久	他の会社の出身者	○								○
由布節子	弁護士									○
増 一行	他の会社の出身者	○			○					○
今田勝之	他の会社の出身者	○			○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
安藤正久		常勤監査役	三菱商事株式会社・中部支社業務経理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、更なる監査体制の強化を図ることができると判断したためです。
由布節子	○	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に所属するシニアパートナー弁護士です。	由布氏は、弁護士として法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有していることから更なる監督体制の強化を図ることができるかと判断したためです。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、また特定関係事業者でもないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。
増 一行		当社の他に社外監査役を兼務しております。	増氏は、親会社の社員であり、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、適切な監督を得ることにより更なる監督体制の強化を図ることができるかと判断したためです。
今田勝之		当社の他に社外監査役を兼務しております。	今田氏は、親会社の社員であり、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、適切な監督を得ることにより更なる監督体制の強化を図ることができるかと判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

売上・営業利益等による指標に応じてインセンティブ(役員賞与)を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

- 1.取締役(社外取締役1名を除く)に対する報酬額の総額は121百万円(基本報酬79百万円、賞与30百万円、退職慰労金11百万円)
- 2.監査役(社外監査役2名を除く)に対する報酬額の総額は25百万円(基本報酬22百万円、退職慰労金2百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会において決議された取締役報酬総額の限度内で、役位、役割、会社業績等を総合的に勘案し算定しております。また、そのプロセス、計算結果につきましては、報酬委員会で審議の上、取締役会で決定しており、透明性は担保されております。監査役の報酬は、株主総会において決議された監査役報酬総額の限度内で、役割等を勘案して、監査役の協議で決定しております。なお、退職慰労金については、金額及びその算定方法の決定に関する内規を定めております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役には、専属スタッフ1名を配属しております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は企業規模や事業内容から監査役設置会社形態が最適であると判断しており、社外取締役1名を含む5名より成る取締役会、社外監査役4名より成る監査役会および会計監査人を設置しております。ガバナンスの構成としては、当社の現状での業態に即した適切な規模であり、効率的な経営が可能と考えております。また、社外取締役1名、社外監査役4名を含んだ現状のガバナンス体制は有効であると判断しております。平成23年度定時株主総会決議にて、独立役員の役割を担う社外監査役1名を選任しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役による業務執行状況の監督、監査役および監査役会による監査を軸に経営監視体制を構築しております。また、内部監査部門として監査室を設置しているほか、業務活動が職務権限規程・職務分掌規程等に照らして適正・適法・効率的に行われているかを定期的、継続的に監査または審査し、内部管理体制の充実に努めております。加えて、専務取締役を委員長とする内部統制評価委員会を設置し、全社的な内部統制およびコンプライアンスの取り組みを横断的に統括させ、社内管理体制強化のための具体策に取り組んでおります。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	少なくとも法定より1日以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年6月第3週に開催を予定しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と期末期に定期的を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主通信および決算短信等を適時開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	兼務にて経営企画室に担当者を配属しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「CSRレポート2011」を当社ホームページに掲載しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、KFC事業とピザハット事業を2本社としたフードサービスビジネスであり、店舗を全国に展開しております。当社は、これらの事業が健全で持続的に発展するためには内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要な課題であると認識し、会社法および会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、次のとおり「内部統制システムの整備の基本方針」（以下「本方針」といいます。）を決定します。

本方針は、当社のすべての役員（取締役、監査役またはこれらに準ずる者をいいます。）従業員等（職員、顧問、嘱託、契約社員、臨時従業員、派遣社員およびこれらに準ずる者を含みます。）に適用されます。なお、当社は社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現します。

#### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

(1) 会社の重要な意思決定は、株主総会、取締役会、常務会および稟議によって行われ、その議事録および稟議書は、法律および「文書取扱規程」で定めた所定の期間保存する。

(2) 会社その他の意思決定についても必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に「文書取扱規程」で定めた所定の期間保存する。定めのない情報については、各部署の管理責任者が保存の要否および期間を定め、対応する。

(3) 取締役および監査役がこれらの議事録、稟議書および文書の閲覧を要請した場合は、要請から3日以内に閲覧できるよう管理を行う。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

(1) 当社のリスク管理を体系的に定めている「リスク・マネジメント規程」および「コンプライアンス規程」に基づき、個々のリスクに対応する組織で継続的な監視を行う一方、組織横断的なリスクについては、経営企画室が全社対応を行う。

(2) リスクの発生及び行動規範に反する行為が認められたときは、速やかに上長、リスク・マネジメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、監査室、社内関係部署のいずれかに報告・相談する。

(3) 監査室は、「コンプライアンス規程」に沿った対応が行われているかを定期的に監査し、監査結果を社長に報告する。また、常務会も報告を行う。

(4) 関連部署は、リスク・マネジメント委員会及びコンプライアンス委員会と協議の上、関係者への連絡・連携・対策については、「リスク・マネジメント規程」および「コンプライアンス規程」に則り行う。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

(1) 取締役会で決定した毎年の経営方針・目標に沿って、各部署は当年度の戦略および利益計画を策定する。社長は達成状況を常時フォローアップし、報酬委員会は、達成状況に応じた役員の業績評価を実施する。

(2) 社長は経営目標を最も効率的に達成するように組織編成を行う。また「職務業務分掌規程」に基づき各組織の指揮命令系統を明確にし、必要な範囲内で組織単位の長および所属員に権限を付与する。

#### 4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

(1) 役職員が法令や定款および社会通念に沿った行動を行うよう、「役職員行動規範」を含む「コンプライアンス規程」を定め、監査室は役職員に対し定期的な研修を行い、周知徹底に努める。

(2) 社長を委員長とし、コンプライアンス担当役員（コンプライアンス・オフィサー）を委員会担当役員としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連の体制整備（研修、ガイドラインの制定ほか）を行う。

(3) 適切な財務諸表作成のために、経理ユニットのゼネラルマネージャーは、「経理基本規程」に基づき、周知徹底を図る。また、社長・掌管役員は財務報告の内部統制の有効性を評価する。

(4) コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、監査室、従業員相談室等への直接報告の経路を設ける。

(5) 監査室は各部署の監査を定期的に行うとともに、社長、コンプライアンス・オフィサーに適時報告を行う。

#### 5. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社および子会社は金融商品取引法の定めに従い、「内部統制基本要綱」に則り健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

#### 6. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

(1) 子会社の主管者を定め、取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、子会社の業務執行状況を随時確認する。

(2) 子会社からは、毎年経営計画書の提出を受け、経営方針等の協議を行う一方、リスク・マネジメントやコンプライアンスの状況を確認する。

(3) 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制について

監査役職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役職務を補助すべき使用人として当社の使用人から任命し、監査役監査の準備、会計監査に関する関係者との折衝、監査役会運営業務に当たらせる。

#### 8. 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項

補助者の人事評価や人事異動に関しては、事前に監査役会の承認を受けなければならない。

#### 9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制について

(1) 監査役は取締役会その他の重要な経営会議に出席し、意見を表明する。

(2) 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、取締役および使用人は監査役に対して遅滞なく報告を行う。

(3) 監査役はいつでも必要に応じて、取締役に対して報告を求めることができることとする。

#### 10. その他監査役が効率的に行われていることを確保するための体制について

(1) 監査役は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとする。

(2) 監査役は、独自に弁護士や公認会計士を起用し、監査業務に関する助言を受けることができるようにする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらとの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。当社は、従来より、社内窓口部署を設置し、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携に努めてきており、引き続き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

